

平成23年度
税制改正に関する要望書

平成22年8月

社団法人 日本歯科医師会

税制改正要望の主旨

医療は、電力・ガスなどの公共インフラ、金融、報道機関などとともに、公益性の高い事業とされています。これらの公益性の高い事業は、多くの場面で法令により規制を受けています。

また、政府はこれからの日本社会が目指すべき方向性として「新しい公共」という考え方を打ち出しました。民間の個人立医療機関が担う種々の地域保健活動は、行政と一緒に担っていくという考え方であり、行政のスリム化につなげるという公共性を有しているといえます。

さらに、菅首相は所信表明で「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を実現する決意を強調しています。

このような社会状況を鑑み、社会保障の一翼を担う医療も、医療法の理念である公共性、公益性、非営利性を保ちながら、国民への医療サービスを図らなければなりません。

したがって、強い社会保障を具現するには、これらを下支えし、活躍を担保する税制が不可欠となってきます。

平成23年度における税制改正要望の主旨は、

1. 「生活を支える医療」「生きる力を支える医療」である歯科医療の安定的な提供体制の確保
2. 安心・安全で質の高い歯科医療の提供の推進
3. 地域医療再生に向けた支援の充実

であり、安定した歯科医療経営の実現と継続を目指しております。

歯科医療の現場は、長年にわたる医療費の抑制によって疲弊を極め、個々の経営努力も限界に達し、歯科医院経営は非常に厳しい状況にあります。

しかし、歯科医療機関においては、安心・安全で質の高い歯科医療を提供できるよう国民の健康のために日々取り組んでいます。

医療は国民の生活を支える最も重要な社会基盤の一つであり、医療経営の安定なくして、医療の質の向上は成し遂げられません。

国民が健康で暮らせる社会の実現にむけて、必要な税制の存続と改正、並びに創設を強く要望いたします。

要 望 項 目 （◎ は重点要望事項）

I 消費税関係

- ◎ 1. 消費税について以下の措置を講じられたい。…………… 1
 - ① 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善されたい。…………… 1
 - ② 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、診療用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額の仕入税額控除を認める特例措置を創設されたい。…………… 1
- 2. 簡易課税制度の選択については、届出制を廃止し、申告時に選択することとし、継続適用は廃止されたい。…………… 1

II 地域医療支援

- ◎ 1. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）を存続されたい。…………… 1

III 設備投資支援

- ◎ 1. 医療用機器に係る特別償却制度を存続されたい。また適用対象となる取得価格の引き下げ、適用対象機器の追加、特別税額控除制度の導入、特別償却率の引き上げをされたい。…………… 2
- 2. 中小企業投資促進税制の適用対象を拡充されたい。…………… 2
- 3. 中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長するとともに適用要件を拡大されたい。…………… 3
- 4. 少額の減価償却資産の取得価格基準を30万円未満に引き上げられたい。…………… 3
- 5. 要介護者及び障害者のための介護・在宅訪問診療用機器の購入及び診療所のユニバーサル化の改装費用について、特別償却又は特別税額控除制度を創設されたい。…………… 3
- 6. 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設されたい。…………… 3

IV 医療法人関係

- 1. 医療法人の法人税率を30%から22%に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とされたい。…………… 3

V 事業継承支援

- 1. 医業継承の円滑化のために相続時精算課税制度を拡充されたい。…………… 4

VI 事業税関係

- ◎ 1. 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を
存続されたい。…………… 4
- 2. 医療法人の事業税については、特別法人としての
事業税率による課税措置を存続されたい。…………… 4
- 3. 社会保険診療収入以外の保健事業の収入については、
事業税を軽減する措置を講じられたい。…………… 5

VII その他

- 1. 青色事業専従者に対する退職金を必要経費とされたい。…………… 5
- 2. 医療費控除の最高限度額の引き上げ及び最低限度額の
引き下げとともに、適用範囲を拡大されたい。…………… 5
- 3. 非営利型一般社団法人である歯科医師会が運営する口腔
保健センター等は非収益事業とし、従来（公益法人）と
同様に不動産取得税並びに固定資産税・都市計画税につ
いて非課税とされたい。…………… 6
- 4. たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げられたい。… 6

I 消費税関係

1. 消費税について以下の措置を講じられたい。

- ① 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善されたい。 －消費税－
- ② 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、診療用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める特例措置を創設されたい。 －消費税－

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、診療用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除の対象とされずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際や材料費の値上がり時においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっています。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善されるよう強く要望します。

また、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、医療機器、診療用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。

(*「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬などの収益を課税売上げとみなした場合の課税売上割合により算出された税額」でも可。)

2. 簡易課税制度の選択については、届出制を廃止し、申告時に選択することとし、継続適用は廃止されたい。 －消費税－

簡易課税制度の特例の選択は本来、小規模事業者の事務負担を軽減する目的でできた制度ですが、この制度の選択の可否で納税負担に差異が生じます。経済環境の変化が早く1～2年先を予測することは難しい状況です。よって、簡易課税制度選択については、届出制を廃止し申告時に選択する方法に変更するとともに、継続適用は廃止されるよう要望します。

II 地域医療支援

1. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）を存続されたい。

－所得税・法人税－

歯科診療所の約80%は、本特例措置の対象となる社会保険診療収入が年間5,000万円以下の小規模零細医療機関です。それにもかかわらず、国民からは高コストな医療安全対策や良質な医療提供を期待されています。今まで、低廉な診療報酬にもかかわらず、地域医療や地域保健に専念できたのも、本特例措置（租税特別措置法第26条・第67条）が経営の安定に貢献してきたからです。国民の歯科医療を崩壊させないために、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠くことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置の存続を強く要望します。

Ⅲ 設備投資支援

1. 医療用機器に係る特別償却制度を存続されたい。また適用対象となる取得価格の引き下げ、適用対象機器の追加、特別税額控除制度の導入、特別償却率の引き上げを
—所得税・法人税—
されたい。

医療機関における医療用機器等への投資は、安全で質の高い医療を提供するために不可欠です。医療用機器等の特別償却制度適用期限（平成23年3月31日）を延長するとともに、その適用にあたっては、500万円以上と定められている取得価格を160万円以上に引き下げるとともに、適用対象機器の追加、特別税額控除制度の導入、特別償却率の引き上げを要望します。

（参考）医療用機器の特別償却制度（適用期限：平成23年3月31日）

	現行	要望
(1) 医療用機器の特別償却率		
① ②以外の医療用機器	14%	30%
＜対象機器として追加を要望＞		
○歯科用多目的超音波治療器		
○歯科用多目的超音波治療・汎用電気手術組合せ機器		
○超音波スケーラー		
○訪問診療用ユニット		
○咬合診断器、咬合診断システム		
○マイクロスコープ		
② 医療の安全確保に資する医療用機器	20%	40%
＜対象機器として追加を要望＞		
○口腔外バキューム装置		
○滅菌器		
(2) 適用対象となる取得価額	500万円以上	160万円以上
(3) 特別税額控除制度	なし	取得価額×7%

2. 中小企業投資促進税制の適用対象を拡充されたい。 —所得税・法人税—

中小企業投資促進税制は、平成22年度改正で適用期限が平成24年3月31日まで延長されましたが、歯科診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、器具・備品及びソフトウェアの取得要件を30万円以上とするように要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上及び事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

（参考）

医業、医薬品・医療機器産業、生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業投資促進税制）について、適用期限を2年間延長することとされた。取得要件は70万円以上。

3. 中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長するとともに適用要件を拡大されたい。

－所得税・法人税－

医療機関ではレセプトの電子請求対応のための機器及びソフトウェアの追加費用、オンライン環境整備のための費用、またレセプトコンピュータの買い替え費用など新たな負担が生じることが見込まれています。レセプトの電子請求への医療機関の対応とそれに附随するIT化を支援するため、中小企業等基盤強化税制の適用期限（平成23年3月31日）を延長するとともに取得価額合計額要件を30万円以上とするよう要望します。

（参考）

特定の中小企業等が一定金額以上の事業基盤強化設備を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業等基盤強化税制）を拡充し、医業等を行う中小企業等が、レセプト電算処理やレセプトのオンライン請求の実施のためのソフトウェア等を取得した場合にも適用することとされた。

対象投資額は取得した対象設備の合算額が年間70万円以上。

4. 少額の減価償却資産の取得価格基準を30万円未満に引き上げられたい。

－所得税・法人税－

少額の減価償却資産の取得価格基準は、投資促進やIT社会への対応、事務負担の軽減および制度の明瞭化のために、取得価格基準を30万円未満に引き上げることを要望します。

5. 要介護者及び障害者のための介護・在宅訪問診療用機器の購入及び診療所のユニバーサル化の改装費用について、特別償却又は特別税額控除制度を創設されたい。

－所得税・法人税－

高齢社会を迎えて、ますます増加する居宅（施設）の要介護者あるいは障害者に等しく良質な歯科医療を提供するために、介護・在宅訪問診療用機器の購入及び診療所のユニバーサル化が必要です。これら機器の購入費用並びに改装費用について特別償却、または特別税額控除制度を創設されるよう要望します。

6. 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設されたい。

－所得税・法人税・不動産取得税・固定資産税・都市計画法－
地震等の災害時に、歯科診療所の機能を低下させないためには、医療施設の耐震構造の強化をはじめ、防災構造の医薬品備蓄庫や自家発電装置等の普及を図る必要があります。そのために、次のような特例措置を創設することを要望します。

- ① 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特例措置（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- ② 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画法及び不動産取得税の減免措置

IV 医療法人関係

1. 医療法人の法人税率を30%から22%に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とされたい。

－法人税－

- ① 医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30%から特例民法法人

の法人税率と同率の22%にするよう要望します。

- ② 租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

(参考) 法人税率

(区分)	(現行税率)	(要望税率)
① 普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	18%	10%
② 特定医療法人	22%	非課税
(年 800 万円以下の所得)	18%	非課税)

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

V 事業継承支援

1. 医業継承の円滑化のために相続時精算課税制度を拡充されたい。

—相続税・贈与税—

平成 15 年度の税制改正で創設された「相続時精算課税制度」は、子が最もお金が必要な時期に財産を贈与することにより、経済社会の活性化に役立つものであります。しかし、医業継承時に贈与者である親の年齢が 65 歳以上でないと、この制度が適用されません。

地域医療を安定的に供給するために、この趣旨を踏まえ有効に活用されるには、贈与者の年齢制限をなくし、特別控除額を 3,000 万円に引き上げることを要望します。また、医業を継承するため相続により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、5 年の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 80% を控除するなどの課税特例制度を創設することを要望します。

VI 事業税関係

1. 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続されたい。 —事業税—

社会保険診療は国民皆保険制度の枠組みの中で、社会保険診療報酬というもとより低廉な公定価格の下に、必要な医療を国民に提供するものであり、きわめて高い公益性を有しています。社会保険診療に対する事業税を非課税としてきた大きな根拠は、公共性・公益性の高い事業ということが挙げられます。

国の医療費適正化策による収入減に加え、労働集約型産業である医療は人件費の負担も増加し、歯科医業経営は年々圧迫されてきています。このような経営環境の下、歯科医師等は、医療の公共性や自らの社会的使命感で、母子保健法で定められた 1 歳 6 カ月・3 歳児歯科健診、学校歯科健診等、地域の保健医療活動に献身的に協力しており、当該措置が撤廃された場合は地域保健に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

2. 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続されたい。 —事業税—

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得 400 万円超、800 万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得 800 万円超の金額	5.3%	3.6%

3. 社会保険診療収入以外の保健事業の収入については、事業税を軽減する措置を講じられたい。 —事業税—

保健事業（健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導など）は、高齢者等の健康保持を図るために必要不可欠です。その事業は、多くの社会的責任を負わされ、その収入は社会保険診療報酬と同様とされています。一方、事業税は、一般の自由診療収入と同列に課税されています。特定健診に歯科は組み込まれていませんが歯科保健事業を推進することで未病率を高めることができます。

したがって、多くの歯科医師が保健事業に参画する環境づくりのために、診療報酬が抑制されている中では、税制面からの対応が必要であり、これらの収入については、事業税を軽減する措置を講じるよう強く要望します。

VII その他

1. 青色事業専従者に対する退職金を必要経費とされたい。 —所得税—

青色事業専従者は、その労務の実態、給与の支給状況等は他の従業員と同様の条件と考えられます。その青色事業専従者が退職した場合に、他の従業員に準じて支給する退職金は、他の従業員の場合と同様の経費性があります。また、医療法人の場合には、家族従業員や家族役員に対する退職金は、損金算入が認められています。

したがって、青色事業専従者の退職金を必要経費として認められるよう要望します。

2. 医療費控除の最高限度額の引き上げ及び最低限度額の引き下げとともに、適用範囲を拡大されたい。 —所得税—

急速な高齢化の進行及び医療費の患者負担率の引き上げに伴い、医療費負担が高額化かつ多様化し、さらに介護保険の負担金が含まれた現在においては、昭和50年に改正された最高限度額200万円を引き上げるとともに足切り限度額を引き下げるよう要望します。

また、以下につきましては適用範囲の拡大を要望します。

- ① 在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。そこで、現在、医療費控除の対象となっていない要介護高齢者等の介護サービスの利用等に関する費用についても、医療費控除の対象とされるよう要望します。
- ② 生計を一にしない親族の介護・医療費を負担することも増えています。この場合にも、医療費控除の対象とされるよう要望します。
- ③ 生涯を通しての保健事業が医療費削減に効果があることは明らかであります。健康診断や人間ドックにおいて病気が発見されなかった場合でも、医療費控除の対象とされるよう要望します。

3. 非営利型一般社団法人である歯科医師会が運営する口腔保健センター等は非収益事業とし、従来（公益法人）と同様に不動産取得税並びに固定資産税・都市計画税について非課税とされたい。

－不動産取得税・固定資産税・都市計画税－

口腔（歯科）保健センターは休日・夜間診療、障害者・要介護者の診療、訪問・巡回診療等をはじめ、各種の歯科保健事業を行っており、地域住民の口腔保健の向上に重要な役割を担っております。しかも歯科医師会立の口腔保健センターは多くの歯科医師会会員の負担によって運営されているのが実態です。課税となれば担税能力のない歯科医師会立の口腔保健センターの運営に大きな障害となります。

したがって、歯科医師会が特例民法法人から非営利型一般社団法人に移行した場合は、口腔保健センターの運営を阻害しないよう、従来（公益法人）と同様に不動産取得税並びに固定資産税・都市計画税について非課税措置の存続を要望します。

4. たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げられたい。

－たばこ税・地方たばこ税－

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成22年度税制改正大綱において示された、“国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、たばこ税の税率を引き上げる”との方針に沿って、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。